

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案（抜粋）

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
59	宮城県、仙台市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、山形県、広島県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	技能実習生における介護職員配置基準の緩和	介護職の技能実習生については、介護施設側が日本語能力を加味するなどして、6月の経過を待たずとも、配置基準の職員とみなす取扱いとなるよう、要件の緩和を求める。	介護人材不足については、福祉専攻の専門学校や大学の定員減少から新卒採用が困難な状況が続いていることから、年々深刻さを増しているため、介護関係団体より人材確保についての実効性のある取組について要望されている。 また、団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年には、高齢者と介護職員の需給ギャップがさらに進展することから、一層の介護職員確保が必要であるにも関わらず、職員が充足されないために、利用定員数に対して定員割れせざるを得ない事態となることが懸念され、安定的な運営が困難となる恐れがある。 そこで、介護職の技能実習生の受入を進めるべきであるが、実習を開始した日から6月を経過しなければ、配置基準上の職員とみなされないことから、地方における慢性的な職員不足の解消に至っていない現状にある。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第3項、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について(平成29年9月29日社援発0929第4号老発0929第2号)	厚生労働省	盛岡市、ひたちなか市、高崎市、山梨県、浜松市、南知多町、高知県	外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律第3条第2項において、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われなければならない」とされているところ、本提案は人材不足を背景とした提案となっており、技能実習に係る労働力確保を目的とした提案を、地方分権提案として取り扱うのは適当でない。 したがって、労働力確保以外の目的や効果が示された場合に調整の対象とすることとし、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。